

杉並産業協会補助金交付要綱

改正 昭和61年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、工業の振興を図るため、杉並産業協会に対し、その行う事業に要する経費に係る補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、杉並産業協会が行う事業に要する経費の一部とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算に定める額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 区長は、補助金の交付に際しては、杉並産業協会長をして、次の書類を提出させなければならない。

(1) 補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 事業計画書(第2号様式)

(3) 収支予算書(第3号様式)

(交付額の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付申請が本要綱に違反しないか調査し、相当と認めるときは、速やかに交付額を決定するものとする。

(交付額の通知)

第6条 区長は、補助金の交付額を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書(第4号様式)により杉並産業協会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた杉並産業協会は請求書(第5号様式)を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(状況報告)

第8条 区長は、事業の円滑適正な執行を図るため、事業の遂行状況に関し、必要があるときは、報告書を提出させることができる。

(実績の報告)

第9条 補助金の交付決定に係る事業が完了したとき、又は補助金に係る会計年度が終了したときは、杉並産業協会は、速やかに収支決算の事業実績(第6号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 区長は、交付した補助金に余剰が生じたとき、又は第2条及び第9条の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部について、期日を定め返還を命じなければならない。

(検 査)

第11条 区長が必要と認めるときは、補助金の使途について職員をして、杉並産業協会の帳票等の検査をさせることができる。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。